第5章　その他の関係する規制について

景観計画に定める高さの最高限度の基準の他に、都市計画法に基づく高度地区や、事前協議要綱における高さの基準、広島市屋外広告物条例（以下「屋外広告物条例」という。）に基づく設置高さの基準を設定しています。

また、原爆ドームの背景となる阿武山においては、屋外広告物条例により屋外広告物の設置を制限しています。

1 高さの規制

（1）都市計画法に定める高度地区

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアから、用途地域の指定が無い範囲（河川区域）を除いたエリアを原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区に設定し、高さの最高限度の基準を設けています。

建築基準法により、高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区で定められた高さの最高限度の基準に適合しなければなりません。

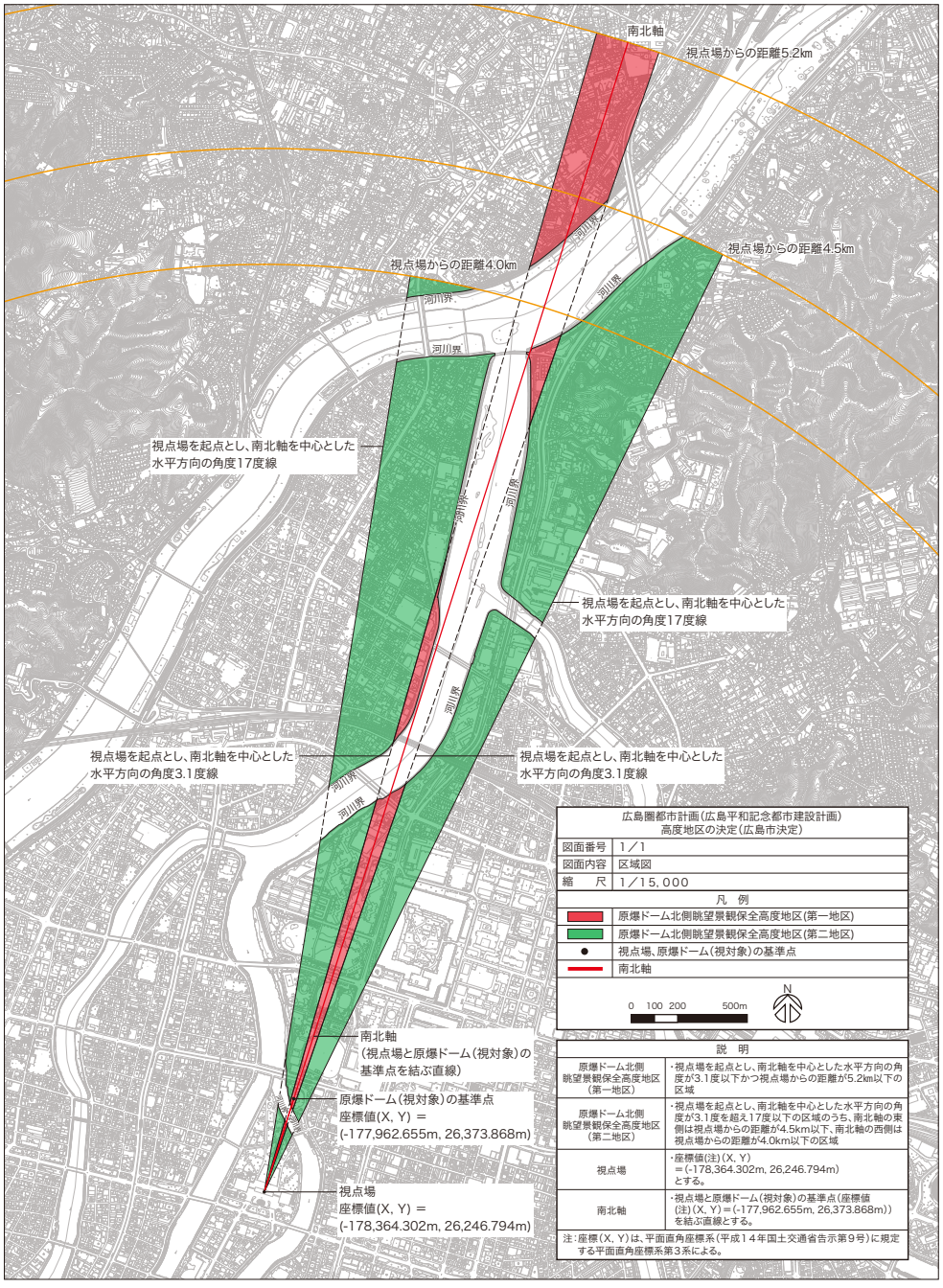

(2) 事前協議要綱に定める高さの基準

「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」においても、世界遺産である原爆ドームの周辺の景観保全を目的として、原爆ドームとの位置関係に基づき、それぞれの地区で高さの基準を定めています。

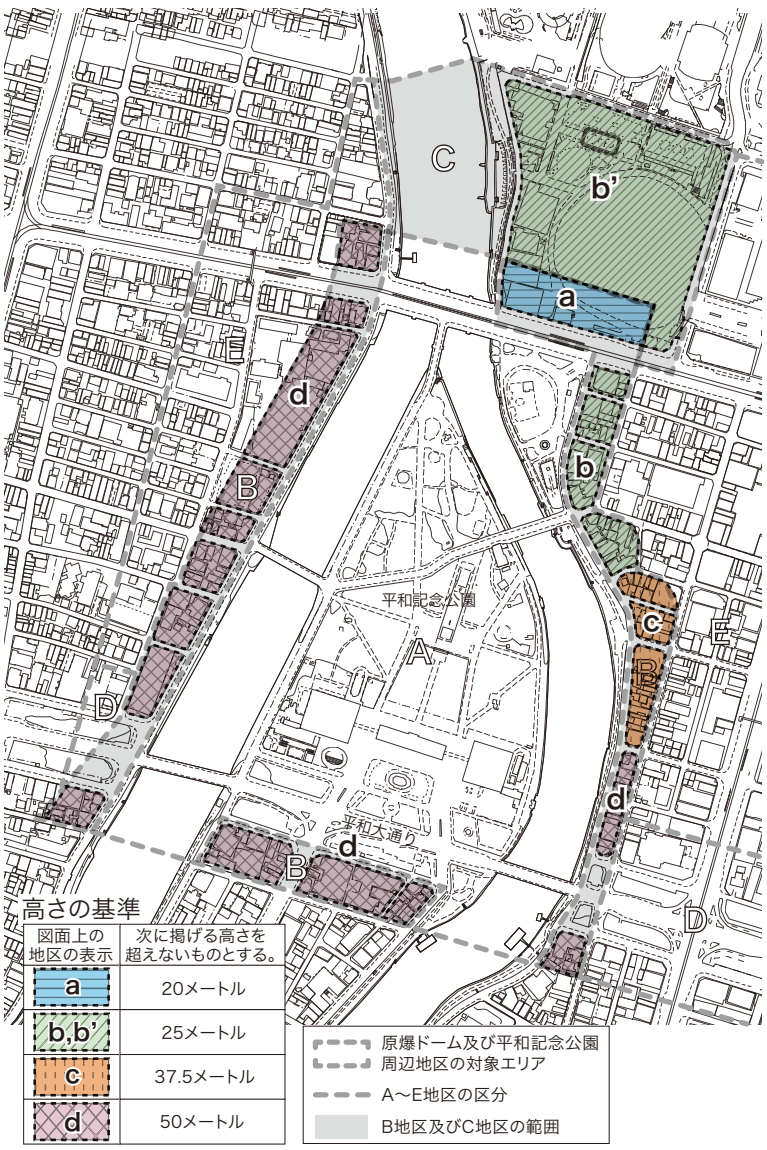

【a(高さの基準20m)】

平和記念資料館本館、広島平和都市記念碑(原爆死没者慰霊碑)及び原爆ドームは、平和記念公園の中心軸として、南北一線上に配置されています。

この南北の軸線を見通す景観は、平和の象徴としての原爆ドームの存在感を確保する観点から特に重要であり、南北軸の延長線上に位置する当該地区については、建築物等の高さをできるだけ抑えるものとします。

具体的には、平和記念資料館本館下から原爆ドームを見た場合、原爆ドームの円蓋部及びそれを支える躯体上部の階段室部分の背後に建築物等が見えないようにし、そのための高さの基準は、原爆ドームの梁の位置とほぼ同じ20mとします。

【b、b'(高さの基準25m)】

当該地区は、対岸や元安橋など多くの地点から見た場合に、原爆ドームとバランスのとれた景観形成が求められる地区です。このため、建築物等の高さを原爆ドームの円蓋頂部の高さにそろえることにし、その高さの基準は25mとします。

【c(高さの基準37.5m)】

b地区に隣接する当該地区については、原爆ドームからの距離に応じ、段階的に高さを誘導していく観点から、b地区の25mとd地区の50mの中間値の37.5mとします。

【d(高さの基準50m)】

当該地区では、マンションや業務系ビル等が多く立地しています。マンションについては、一般に45m程度で建設されることが多く、また、これまでのこの地区における建築物等の高さの最高値は、51.5mであることから、建築物等の高さの上限を50mとします。

事前協議要綱別図第１：原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区

(3) 屋外広告物条例に基づく設置高さの基準

本市域内で屋外広告物を表示・設置する場合は、屋外広告物条例に基づく設置高さの基準に適合する必要があります。

屋外広告物条例施行規則に定める許可基準では、景観計画に基づく景観計画重点地区において、広告物を掲出できる高さの制限を地区ごとに設け、高層部への広告物の表示を制限し、遠景やスカイラインに配慮した広告物となるよう誘導しています。

また、屋上広告物を設置する場合は、以下の基準を満たす必要があります。

・建物の壁面から出ないこと。
・地表から広告塔又は平看板の上端までの高さが46m以下(やむを得ないと認められるときは51m以下)かつ、当該広告塔又は平看板自体の高さが当該建築物の高さと同等以下であること。

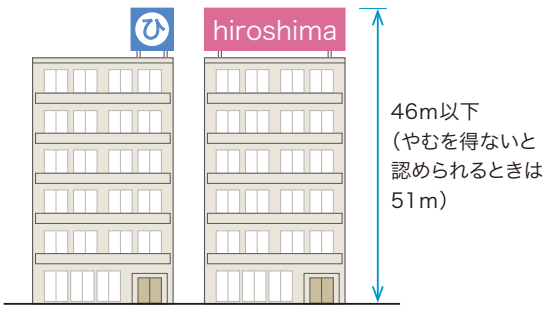

2 原爆ドームの背景となる阿武山における屋外広告物の規制

屋外広告物条例第4条第13号に基づき、「阿武山のうち標高390ｍを超え、かつ、景観計画に定める原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の視点場から屋外広告物が展望できる地域」を屋外広告物の表示・設置を禁止する地域（以下「禁止地域」という。）に指定することにより、目指すべき姿に影響を及ぼす屋外広告物の表示・設置を制限しています。

ただし、同条例第6条（ただし第5項を除く。）に掲げるもの（例：施設名の表示や立ち入り禁止の看板、休憩所の案内板など）については、視点場から見えるものであっても、設置することが可能です。

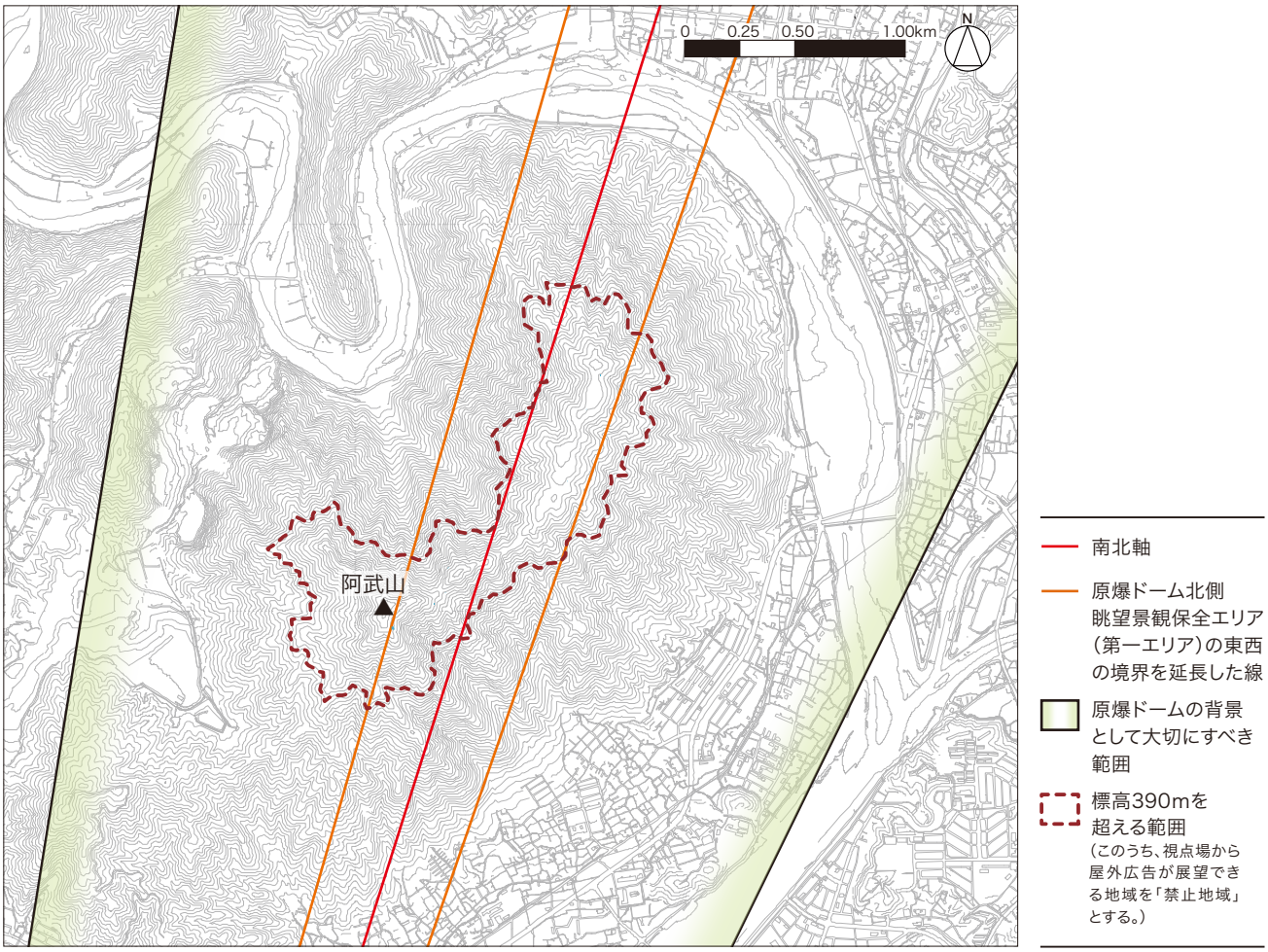

阿武山の禁止地域

具体的な判断例

○：表示・設置可能な例
（視点場から見えないもの、屋外広告物条例第6条（ただし第5項を除く。）に掲げるもの）
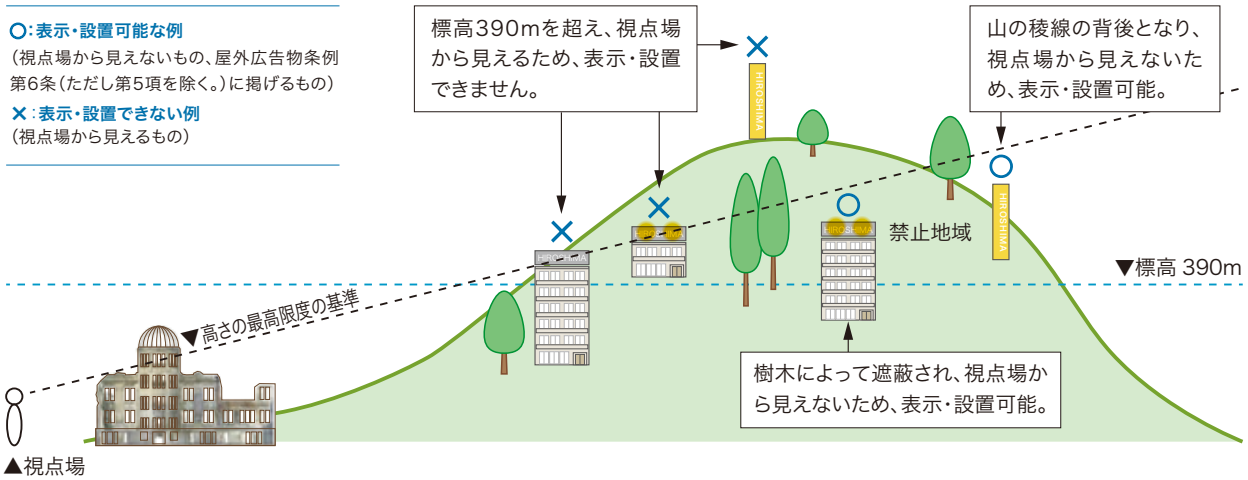
×：表示・設置できない例
（視点場から見えるもの）